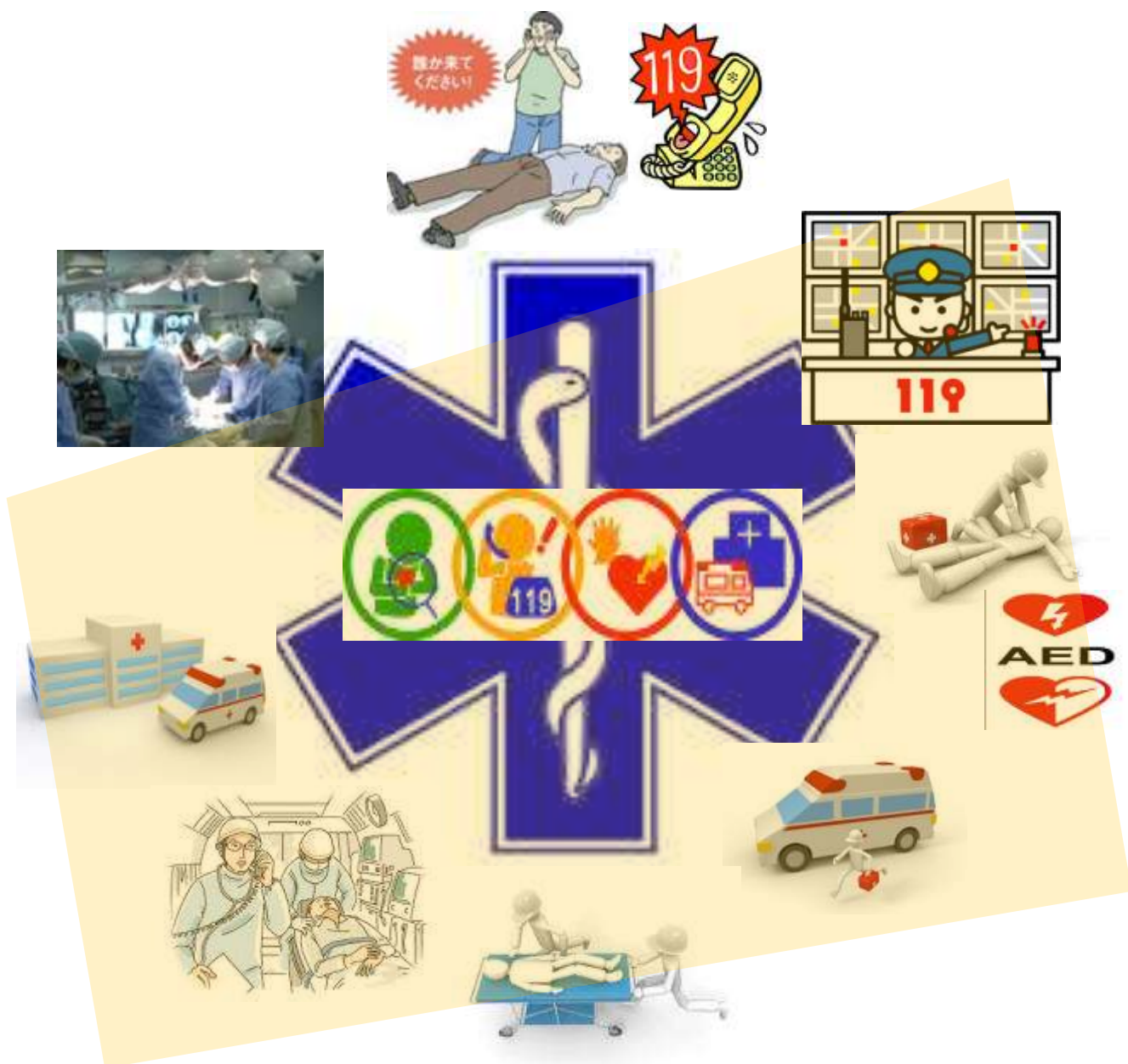


十日町地域 メディカルコントロール協議会 《事業内容》



平成 28 年 4 月現在

－ 目 次 －

- 1 メディカルコントロールとは P 1
- 2 十日町地域メディカルコントロール協議会の設立経過について P 1
- 3 十日町地域メディカルコントロール協議会が進める事業 P 2
 - (1) 救急救命士等のメディカルコントロール体制の確立
 - (2) 応急手当の普及啓発
 - (3) 救命医療訓練施設(E M T R)の開設
 - (4) 救命サポート事業の推進
 - (5) A E Dマップ
 - (6) 救命貢献者の表彰
 - (7) 応急手当普及啓発連絡会の設立

1 メディカルコントロールとは

急病や怪我などの人を救急現場から医療機関へ搬送するまでの間において、救急救命士等が医療行為を実施する場合に、その行おうとする医療行為を医師が携帯電話等を活用して直接指示又は指導・助言を行い、実施後はその行為を検証して救急救命士等の処置の質を保障することをいう。

病院などでは通常、医師の近くで医療従事者が直接医師の顔を見ながら確認をとり処置等を進めているが、救急救命士等は医師がいないところで医療行為を行わなければならないため、このメディカルコントロールが確実に行われる体制を構築し、その体制下で処置に当たらなければならないとされている。

メディカルコントロール体制構築の具体的な内容は以下の3点である。

- ① 救急隊が現場から24時間いつでも迅速に救急専門部門の医師等に指示及び指導・助言等を求めることができる体制。
- ② 実施した救急活動の医学的判断及び処置の適正について、医師による事後検証を行い、その結果を救急救命士の再教育に活用できる体制。
- ③ 救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行うことができる体制。



携帯電話による指示要請



事後検証会



病院実習

2 十日町地域メディカルコントロール協議会の設立経過について

上記①～③の要件を確立するため、十日町地域においても、医師会、管内5つの救急告示病院、行政(十日町市・津南町)、県地域振興局健康福祉部(保健所)、消防本部で連携し、平成16年2月26日に協議会を設立。

この協議会において、病院前救護における地域住民による「応急手当効果」の重要性が示唆され、この普及は救急救命士の質の保障と併せ、「救命率の向上」に繋がる重要項目の一つであるとし、協議会目標に掲げられることとなった。

現在、協議会構成組織は上記のほか、十日町労働基準監督署・十日町警察署・十日町市中魚沼郡歯科医師会・県看護協会十日町支部・魚沼薬剤師会十日町市中魚沼郡支部の加入を得て、年1回協議会の総会と必要時に行う専門部会等を開催し、これら目的と目標の実現に向け確認と検証を進めている。



3 十日町地域メディカルコントロール協議会が進める事業

(1) 救急救命士等のメディカルコントロール体制の確立
 具体的内容は、前記1の①～③に記載のとおり。

(2) 応急手当の普及啓発

救急講習体制を整備し、この受講者が十日町市・津南町のそれぞれの人口比で25%以上が確保されるように精力的な講習会開催を進めている。

なお、応急手当講習会の実施状況(過去4年間)は以下のとおり。

| 区分 | 平成24年中 | | 平成25年中 | | 平成26年中 | | 平成27年中 | |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 普通救命講習Ⅰ ※1 | 15 | 241 | 13 | 269 | 10 | 159 | 12 | 146 |
| 普通救命講習Ⅱ ※2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通救命講習Ⅲ ※3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 37 | 0 | 0 |
| 上級救命講習 ※4 | 1 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 救命入門 ※5 | 88 | 2,239 | 62 | 1,583 | 62 | 1,444 | 58 | 1,329 |
| その他講習 ※6 | 4 | 109 | 19 | 362 | 20 | 535 | 17 | 743 |
| 合計 | 108 | 2,595 | 95 | 2,221 | 95 | 2,175 | 88 | 2,220 |

※1 講習時間3時間、人工呼吸を含む心肺蘇生とAEDの活用方法並びに異物の除去法を行う講習。

※2 時間・内容は※1と同じであるが、心肺停止者に遭遇する可能性のある職種の人を対象とし、より実践的に行う講習。

※3 講習時間は3時間、主に、小児・乳児・新生児に対する応急手当、心肺蘇生を中心に行う講習。

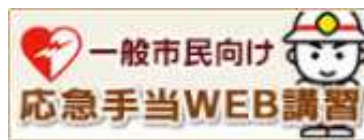
※4 講習時間8時間、AEDを含む心肺蘇生で成人・小児・乳児・新生児に対するやり方を全て行い、さらに骨折時の対応や搬送法までを行う講習。

※5 講習時間90分、救急車が到着するまでにできる応急手当の基本のみに特化したコース。

※6 上記5つ以外の講習で、主に応急手当の必要性などを講話として行うものなど。

※7 十日町地域消防本部ホームページの「試験・講習会」から確認いただくと、気軽に応急手当を学ぶことが可能な「一般市民向け応急手当WEB講習」が受講可能で、各種事業所や学校等での「応急手当」の第一歩として活用されている。

応急手当講習会風景



※7
 平成25年より開始したWEB講習は、十日町地域消防本部ホームページにて随時実施中

応急手当WEB講習のお知らせ！！

十日町地域消防本部では、一人でも多くの皆様に、応急手当を身に付けて“いざ”というときに役立てていただけるよう、救命講習会を開催しています。
 自宅などで応急手当WEB講習を受講し1ヶ月以内に消防署で開催する120分の実技講習をすることで、普通救命講習(講習時間:3時間)と同じ修了証を交付いたします。

講習イメージ

普通救命講習！修了証交付
 十日町地域消防本部

WEB講習修了証明書印刷 120分の実技講習

気軽に応急手当を身に付けてみませんか？

【応急手当講習会の実施結果】

平成 27 年 12 月 31 日現在における十日町市・津南町の人口比における目標達成度は以下のとおり。

| 区分 | 人口 (住民基本 台帳による) | 人口 25% とする 目標人数 | 受講者 累計 (平成 10 年～) | 受講率 (%) (対人口比) | 目標達成率 (%) |
|------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------|--------------|
| 十日町市 | 56,235 | 14,058 | 17,665 | 31.4 | 125.6 |
| 津南町 | 10,305 | 2,576 | 3,035 | 29.4 | 117.8 |
| 合計 | 66,540 | 16,634 | 20,700 | 31.1 | 124.4 |

【目標を人口の 25%以上としている理由】

国の指針に「普及率の目安」があり、「住民の 20～30%が応急手当等の講習を受けることにより、バイスタンダーの応急手当実施率が増し、結果「救命率向上」に繋がる。」とされていることによる。

(3) 救命医療訓練施設(EMTR)の開設

平成 18 年 8 月 21 日、救急救命士等の再教育の重要性と処置拡大要件への対応を考慮し、医療従事者とともに訓練が行える「救命医療訓練施設、通称：EMTR」を県立十日町病院内に開設。

(4) 救命サポート事業の推進

現在、救命を要す現場において早期 AED(自動体外式除細動器)の活用は、その効果を高めるとし、国においても普及が進められている。

しかし、この機器は設置しても届出を必要とするものではないため、その数を知ることができず、地域にどのくらい配置されたかは、行政や消防機関において確認することは難しい状況である。

このことから、当協議会では「AED」を設置し、近隣で救命事案が発生した場合に、無償で AED を含めた協力を可能とする「救命サポート事業所」の募集を開始。

平成 18 年 9 月 1 日の開始当初は「24 事業所」であったものが、平成 28 年 3 月現在では、「140 事業所」からの加入をいただくまでに成長している。

救命サポート事業所には「救命サポート証票」を交付しています。



※サポート事業所からの協力は、開館・就業・営業時間に限るものである。

(5) AEDマップ

救命サポート事業所に加入していただいた事業所等は、「AEDマップ」に掲載し、消防本部ホームページ上で公開し、自由にダウンロードを可能としている。

また、応急手当講習会や各種イベント等では「AEDマップ」を配付し、地域住民が広くAEDをいざという時に活用できる様、環境整備を行っている。



救命サポート
AED

十日町地域MC協議会認定
救命サポート事業所

AEDマップ

自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator) 平成28年4月1日現在





救命サポート事業所とは？

AEDを設置している事業所・団体で、AEDを含めた積極的な救命活動に賛同する企業・団体に対して、「救命サポート表示マーク」を交付しています。

十日町地域メディカルコントロール協議会では、積極的にAEDの普及促進を図っており、すでに設置してある企業・団体にも加入を呼びかけています。

これから設置台数が増えていくなかで、大事なのは、AEDを含めた応急手当の講習です。

いざという時のため、あなたも講習会に参加してみませんか？

TRY! AED!
誰にでもAEDは使用できます



※このマップは「サポート事業所」のみ掲載しております。ご質問いただける企業・団体は十日町地域MC協議会事務局(025-757-0119)まで。

※AEDマップは十日町地域消防本部ホームページからダウンロード可能。

(6) 救命貢献者の表彰

平成20年6月1日、十日町地域メディカルコントロール協議会表彰規程を整備し、救命活動等功労者への表彰を開始。これまでの表彰内容は以下のとおり。

- ① 第1回 平成20年6月30日表彰
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1人を表彰。
- ② 第2回 平成23年7月6日表彰(社会復帰)
市内自動車学校における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、2人を表彰。
- ③ 第3回 平成23年12月26日表彰(社会復帰)
市内飲食店における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、3人を表彰。
- ④ 第4回 平成24年7月25日表彰(社会復帰)
市内道路上での心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2人を表彰。
- ⑤ 第5回 平成26年5月28日表彰(社会復帰)
市内施設工事現場における心肺停止事案に対する迅速な通報と救命処置の実施に対し、2人を表彰。
- ⑥ 第6回 平成27年3月29日表彰(社会復帰)
市内飲食店における、窒息による呼吸停止事案に対する迅速な救命処置の実施に対し、1人を表彰(授与者都合により表彰式は実施せず)。
- ⑦ 第7回 平成28年1月30日表彰(社会復帰)
スポーツ中における心肺停止事案に対するAED使用を含めた迅速な救命処置の実施に対し、1人を表彰(授与者遠方居住により都合つかず表彰式は実施せず)。

(7) 応急手当普及啓発連絡会の設立

平成21年9月3日、応急手当の効果的な普及のため、「応急手当普及啓発連絡会」を設立し、運営を開始するとともに、年1回の総会を開催し応急手当の普及に関する検討を行っている(参加者：救命サポート事業所、応急手当普及員、応急手当指導員等)。

【平成27年度応急手当普及啓発連絡会の様子】

